

# 一般社団法人日本アニマルウェルネス協会 会員規則

## (目 的)

第 1 条 この規則は、日本アニマルウェルネス協会定款第 7 条に基づき、会員に関する事項を定める。

## (種 別)

第 2 条 この法人の会員は、次の 4 種とする。

1. 正 会 員：この法人の目的に賛同し、活動及び事業を推進する個人又は団体
2. 一般会員：この法人の目的に賛同し、本協会認定資格を有する又はそれと同等と認められる個人
3. 賛助会員：この法人の目的に賛同する個人又は団体
4. 名誉会員：この法人の目的に賛同する個人で、理事会により推薦された者

## (入 会)

第 3 条 この法人に入会しようとする者は、理事会の議決を経て、別に定める入会申込書により申し込むものとする。但し、名誉会員は、理事会の推薦と本人の承諾による。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 入会の承諾を受けたものは、速やかに入会金及び年会費を納入するものとし、納入完了をもって入会し、会員になったものとする。

## (入会金及び会費)

第 4 条 入会金および年会費は下記の通りとする。

種 別		入会金	年会費
正 会 員	個人	5,000 円	5,000 円
	団体	10,000 円	50,000 円
一 般 会 員		3,000 円	0 円
賛 助 会 員	個人	0 円	3,000 円
	団体	0 円	10,000 円
名 誉 会 員		0 円	0 円

## (権 利)

第 5 条 会員は次のサービスを受けることができる。

1. この法人の主催するセミナー・講演会等の参加費の割引
2. この法人の発行する会誌・会報の配布
3. その他、この法人が会員に対して行う各種サービス

## (義 務)

第 6 条 会員は、この法人の活動に対して協力するものとする。

- 2 会員は、社員総会で別に定める倫理規程を遵守しなければならない。

3 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに届け出なければならない。

(資格の喪失)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。ただし、退会の申し出は、1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
4. 2 年以上会費等を滞納したとき。
5. 除名されたとき。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この法人の定款又は規則に違反したとき。
  2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  3. その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 10 条 会員が本規則第 7 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(改正)

第 12 条 この規則の改正は、社員総会の承認をえなければならない。